改正ポイント		改正原案
	◆変更 前文 時代背景(性の多様性)を追加 定義の変更等に伴う文言整理	我が岡山市は、古くから、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に加え、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで晴れ晴れとした風情と多彩な芸術文化を育み、先駆的な教育を実践してきた。 先人たちの軌跡をたどれば、性別等にとらわれず自立した生き方を提唱する者、性別等を超えて新たな活躍の場を求めて果敢に挑戦する者など、それぞれの時代を切り開いた人々(削除男女)の輝かしい足跡が今によみがえる。 我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識(削除固定的な性別役割分担意識)に基づく慣行等は依然根強く、配偶者等からの暴力(削除が社会問題化する)や性別等に起因する差別や偏見など、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。 (削除新たな千年紀を迎え、)社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、性別等にかかわらず、すべての人(削除男女)が、互いにその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に発揮されることが必要である。 ここに、私たち岡山市民は、性別等にかかわらず一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創造するため、先人たちの功績に恥じぬよう、市、市民、自治組織及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。
定義(第2条)	◆ 変更 (1) 男女共同参画	男女共同参画( <b>削除</b> 社会) <b>性別等にかかわらず、すべての人(削除</b> 男女)が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担う <b>こと(削除</b> べき社会)をいう。
	◆ 追加 (2)性別等	性別等 生物学的な性別及び性自認(自己の性別についての認識をいう。)並びに性的指向(どの性別を恋愛の対象に するかを表すものをいう。)をいう。
	◆ 追加 (4) 自治組織	自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
	◆ 上記の追加に伴う号の変更	(2)配偶者等 (3)配偶者等 (3)積極的改善措置 (5)積極的改善措置
文言整理・変更等	◆ 変更 ※基本理念の整理 ※定義による変更:性別→性別等 ※男女→性別等にかかわらず すべての人 ※性別による固定的役割分担 ・ 一性別による固定的役割分担 意識	(目的) 第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、自治組織、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別等にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みないまち」を創ることを目的とする。 (基本理念) ※文頭の「男女共同参画社会の形成は」、文末の「盲として行わなければならない」等削除 第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念にのつとり推進されなければならない。 (1) 性別等による差別的取扱いを受けることなく、ともに自分らしく輝くことができること。 (2) 性別による固定的役割分担を護能によらず、本ベての人(削除男女)が世別等による差別的取扱いを受けることなく、ともに自分らしく輝くことができること。 (2) 性別による固定的役割分担を護能によらず、本ベての人(削除男女)が世別等にかかわらず、療徒を放け、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できること。 (3) 性別等にかかわらず、疾疾を構成するすべての人(削除男女)が場目して参加する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できること。 (4) 市における政策又は民間の団体における方針の立葉及び決定に、性別等にかかわらず、すべての人(削除男女)が共同して参加する機会が確保されること。 (5) 妊娠、出産、その他の世と生殖に関する事項について自らの決定が募重されること及び生涯を通じた健康に配慮されること。 (6) 国際的な取組と協測、連携して行われること。 (7) 市、市民、自治組織及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果すとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われること。 (前の責務) 第4条 市は、市の重点施策として男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な施策(積極的改善措置及び性別等による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む。)を策定における活動に対等に参加する機会の確保を図るとともに、(削除及び) 職場における活動との施定に関する機会の確保を図るとともに、(削除方な) 無場における活動との施定に関する機会の確保を図るとともに、(削除方な) 無場における活動との施定に対する機会の確保をと関係に対ける方法の方式を対し、場所の方式を対している。(1) 家庭、職場、今後、地域等あらゆる場における性別等による差別的取扱いに需要なの形成を阻害する要のが表を有けるため、(1) 家庭と職者でかわらず、すべての人(削除男女) が (削除ともに) 家庭及び地域なため、(1) 家庭と職者でいたの形成なに関する構造を流するとう質的取扱いに選集及びか性のを規定の形成なに対しると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると問題といると同様を表すると言意ないました。 (5) は、特別などのでは、特別などのでは、特別などのでは、特別などのでは、特別などのでは、特別などのでは、特別などのでは、特別などのでは、特別などのでは、特別などのでは、特別などのでは、特別などのでは、対しなどのでは、などのでは、などのでは、対しなどのでは、対しなどのでは、対しなどのでは、対しなどのでは、対しなどのでは、などのでは、などのでは、対しなどのでは、対しなどのでは、対しなどのでは、対しなどのでは、対しなどのでは、対しなどのでは、対しなどのでは、対しなどのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、

		改正ポイント	改正原案
		W L B ◆ 変更・追加 (事業者の責務)	(事業者の責務) 第6条 事業者は、その事業活動において、 <b>性別等にかかわらず、すべての人</b> ( <b>削除</b> 男女)が職場における活動に対 等に参画する機会の確保 <b>を図るとともに、(削除</b> 及び)職場における活動と家庭における活動その他の活動との両 立 <b>を支援する職場環境を整備(削除</b> に配慮)し、男女共同参画( <b>削除</b> 社会の形成に寄与するよう) <b>の推進に</b> 努めな ければならない。
	女性活躍等	本市の女性活躍 ◆ 条文追加 (政策の立案及び決定への 男女共同参画) ※(審議会等における積極 的改善措置) 第19条の後に	(政策の立案及び決定への男女共同参画) 第19条の2 市は、政策の決定過程における男女共同参画を推進するため、女性職員の積極的な職域拡大、管理職等 への登用及び能力開発に努めるとともに、職員の職場における活動と家庭生活における活動との両立を支援する制 度を活用できる環境づくりに努めるものとする。
	週間	◆ 変更	(男女共同参画推進週間) 第17条 市は,市民, <b>自治組織</b> 及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に 関する取組を推進するため, <b>年1回</b> 男女共同参画推進週間を( <b>削除</b> 6月に)設ける。
	市相談支援セ	<ul><li>◆ 一部削除</li><li>(男女共同参画相談支援 センター)第1項</li><li>◆ 追加 第2項 配暴センター機能を施行 規則から</li></ul>	(男女共同参画相談支援センター) 第21条 市は、男女共同参画相談支援センター(以下「市相談支援センター」という。)を(削除岡山市男女共同参画社会推進センター(以下「さんかく岡山」という。)内に)設置する。 2 市相談支援センターは、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うとともに、(削除ものとする。)法第3条第2項(法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすものとする。
Å7	ンター	◆ 第1項一部削除に伴う 変更 ※「さんかく岡山」	(推進体制の整備) 第28条 市は,市,市民, <b>自治組織</b> 及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るため, 市,市民, <b>自治組織</b> 及び事業者が参加する全市的な推進組織として, <b>岡山市男女共同参画社会推進センター(以下</b> 「さんかく岡山 <b>」という。)</b> の機能の育成,充実を図るものとする。
条文追加・		◆ 条文追加 (自治組織の責務) 第5条の2	(自治組織の責務) 第5条の2 自治組織は,地域活動において,方針決定過程における男女共同参画の推進を図る取組を行い,男女共同 参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。 2 自治組織は,市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。
条文内容変更(追加・削除等)	自治組織		(目的) 第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理会並びに市、市民、自治組織、事業者、及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別等にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創ることを目的とする。 (基本理念) 第3条 7 男女共同参画社会の形成は、市、市民、自治組織及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに恊働して行われなければならない。(市の責務) 第4条 3 市は、国、県と連携を図り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、自治組織及び事業者と協働して、男女共同参画社会の形成を図るものとする。 (基本計画) 第9条 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民、自治組織及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。 (管及啓発) 第11条 市は、市民、自治組織及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及広報活動を行うものとする。 (民間活動の支援) 第14条 市は、市民、自治組織及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及広報に関する理解を促進するため、年1回男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、年1回男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、年1回男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等と実施するものとする。 (苦情の処理) 第20条 市民、自治組織及び事業者が表か加さる施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、規則で定める手続きにより、市長に申し出ることができる。 (推進体制の整備)